



国民年金から受けられる年金③障害基礎年金

年金
だより

～病気やケガで障害が残ったら～

国民年金加入中に病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障害の状態になったときに障害基礎年金が受けられます。

障害基礎年金を受けられる要件

- ① 初診日(障害のもととなった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること。または、60歳以上65歳未満の人で日本国内に住んでいる間に初診日があること。
 - ② 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除、学生納付特例、若年者納付猶予期間を含む)が3分の2以上あること。ただし、平成28年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ受けられます。
 - ③ 障害認定日(注1)に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態にあること。
- 20歳に達する前に初診日がある病気やケガで障害になった場合は、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日)に、障害の程度が1級または2級の障害の状態にあれば障害基礎年金が支給されます。

(注1)障害認定日とは、障害の程度の認定を行うべき日をいい、初診日から1年6ヶ月を経過した日または1年6ヶ月以内に病気やケガによる障害の症状が固定した日をいいます。

障害基礎年金の年額

1級障害 … 990,100円 (月額82,508円) **2級障害** … 792,100円 (月額66,008円)

※障害基礎年金受給者によって生計を維持されている子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が、20歳未満で1級・2級の障害がある子)があるときには、次の額が加算されます。

- 1人目・2人目 ⇒ 各227,900円 ● 3人目以降 ⇒ 各75,900円

将来、受け取る年金を増やしたいのですが、何かいい方法はありませんか？



付加保険料(月々400円)を納めて年金を増やすことができます

《お申し込みは、町役場国民年金係まで》

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の方は、ご希望により利用できます。月々の定額保険料に付加保険料(1ヶ月400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができます。ただし、現在第3号被保険者、国民年金基金に加入されている方はご利用できません。

付加年金(年間受け取り額)の計算式
200円 × 付加保険料納付月数

【例】付加年金を10年間納めた場合

(納付額) 400円 × 10年(120月) = 48,000円

(受取額: 年額) 200円 × 10年(120月) = 24,000円

2年間で支払った保険料と同額になるため大変お得です。

※受け取る付加年金額は、定額のため物価スライド(増額・減額)しません。



※詳しくは、国民年金係までお問い合わせください。

嘉手納町役場 町民課 国民年金係 TEL 956-1111内線 (141・147)